

平成24年10月31日
年金局事業管理課
（担当・内線）補佐 石塚(3576)
係長 藤原(3663)
（電話直通）03(3595)2811
（電話代表）03(5253)1111

日本年金機構
サービス推進部
（担当・内線）部長 上野(3150)
（電話直通）03(6892)0747
経営企画部広報室
（電話代表）03(5344)1100

報道関係者 各位

「ねんきん月間」のお知らせ

厚生労働省と日本年金機構は協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆様に年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及・啓発活動を展開します。

○主な活動内容 …（別紙）のとおりです。

「ねんきん月間」のお知らせ

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を展開します。

●「ねんきん月間」の趣旨は？

- 国民の皆様にご公的年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度に対する理解を深めていただくことを目的としています。

●「ねんきん月間」の活動内容は？

- 全国各地の様々な場所で、年金事務所職員などによる年金出張相談を行います。

(主な場所：市区町村役場、大学、老人ホーム、駅、商業施設など)

- また、公的年金制度の意義や、年金制度と国民の皆さま方との結びつきなどについて一緒に考えていくため、年金制度との関わりについてのエッセイを広く募集し、優秀作品を発表します。

※詳しくは、日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> をご覧ください。

◆この機会に、年金について考えてみていただき、公的年金制度の趣旨やしくみについてご理解いただきますようお願いいたします。

- 保険料を納めないまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、必ず保険料を納めましょう。

- 所得が少ないなど、保険料を納めるのが難しい方は、ご本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※保険料納付の免除または猶予制度の利用を希望される方は、お近くの年金事務所またはお住まいの市(区)役所または町村役場(国民年金担当窓口)までお問い合わせください。